

使用許可申請に必要な書類（個人用）

- (1) **施設使用許可申請書（署名捺印）**（船舶検査証書の所有者と一致させること）
- ・申請書類は宮古島市のHP(トップ＞市の組織＞市長部局＞建設部＞港湾課＞お知らせ)でダウンロードするか宮古島市建設部港湾課窓口で受け取って下さい。 ※1
 - ・申請者のカラー写真 1 枚【3.0×2.5・上半身脱帽・撮影3ヶ月以内であること】
- (2) **共同使用者（クルー）登録申請書（署名捺印）** ※共同使用者(クルー)がいる場合のみ
- ・申請書の署名捺印、共同使用者の署名捺印、共同使用者の写真 1 枚、
 - ・**共同使用者の雇用保険被保険者証（被保険者氏名が記載されている部分）の写し**
※雇用保険に加入しており被保険者証をお持ちでない方はハローワークへの申請手続きで受け取る事が出来ます。
※雇用保険に加入していない(申請者と雇用関係にない)方は共同使用者として申請できませんのでご注意ください。
※共同使用者(クルー)は原則宮古島市に住民票がある事。
※共同使用者が退職或いは新規雇用した場合は一週間以内に登録申請書を再提出すること。
- (3) **船舶管理業者 届出書（署名捺印）**
- ・使用許可申請書の署名捺印、船舶管理業者の署名捺印、船舶管理業者の写真 1 枚
【3.0×2.5・上半身脱帽・撮影3ヶ月以内であること】
※遠方の方で申込みを行う場合のみ申請が必要。使用者が島内にいる場合は申請できない。
- (4) **使用者の配偶者及び1親等の者の身分を証明するもの**
- ・自動車免許証、小型船舶操縦士免許、船員手帳、パスポート等の写真付き証明書の写し
※こちらは必須ではありませんが、使用者の配偶者及び1親等の者が単独でマリーナを使用する、使用する予定のある方はご提出ください。
- (5) **使用者の身分を証明するもの**
- ・小型船舶操縦士免許 ※2
- (6) **申請する艇の写真**
- ・A4紙に正面からと横からの写真を貼り付けて提出すること。その際に艇名、定期検査済年票、船舶番号、次回検査時期指定票が確認できること。又、船台を保有している場合は船台の写真を添付すること。
- (7) **船舶検査証書、船舶検査手帳のそれぞれ表面と裏面の写し ※3**
(所有者と申請者の名前と一致させること。)
- ・共同所有者がいる場合はJCIの一部事項証明書で事項部(所有権に関する事項)が記載されている証明書と別紙「共同所有者名簿」が必要となり全員の同意の確認が必要となります。
- (8) **賠償責任保険証の写し**
- ・船舶検査証書にある最大とう載人員の人数分の保険に加入している事。
(必ず加入すること、未加入の場合は、使用許可書の発行は致しません)
- (9) **誓約書（署名捺印） ※4**
- (10) **船舶管理業者誓約書（申し込まれる方のみ）※4**
- ※1・・・遠方の方で申請書の郵送を希望される方は電話、FAX等でお知らせ下さい。
その際、返信用封筒(定形郵便封筒120×235mm)に住所、氏名、郵便番号を記載の上、92円切手を貼って下さい。
また、地元(宮古島)での代理人や管理人を指定して下さい。
- ※2※3・・・「身分を証明するもの」と「船舶検査証書」の記載事項に誤りがないか、また、いずれも有効期限が切れていないか十分ご確認ください。
- ※4・・・宮古島市港湾管理条例や本マリーナの使用条件等に違反した場合は使用許可を取り消される事がありますが、その場合宮古島市へ納入した使用料金(前納)の返金はなされませんのでご注意ください。